

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和5年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和5年3月31日まで) |

警視庁地域部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生企発第305号
令和3年4月23日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策の推進について(通達)

「新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策の推進について(通達)」(令和3年1月7日付け警察庁丁生企発第10号。以下「旧通達」という。)において、感染拡大に伴う混乱等に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情勢の分析、各種媒体を活用した広報啓発活動及びパトロール等の警戒活動の強化等を実施しているところであるが、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われた。

各都道府県警察にあっては、これまでの緊急事態宣言下において、休業中等の店舗に対する侵入窃盗等の犯罪が発生したことを踏まえ、各地域の犯罪情勢を的確に分析し、関係機関・関係団体との連携に配意しつつ、下記の点を中心に、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 広報啓発活動の実施

犯罪の発生状況等を踏まえ、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア、防犯ネットワーク、広報誌等のほか、巡回車両によるスピーカー広報等を通じて、具体的な防犯情報の提供や注意喚起を行うこと。

2 パトロール等の警戒活動の強化及び不審者に対する職務質問の実施

犯罪の発生状況等を踏まえ、パトロール等の警戒活動を強化するとともに、警戒活動中に発見した不審者に対しては職務質問を実施すること。

警戒活動に当たっては、事業者、各種団体等との連携に配意しつつ、休業等で不在となっている店舗等に対しては、パトロールカードを活用した情報提供等を行うとともに、営業中の店舗等に対しては、適切に防犯指導を実施すること。